

「令和8年熊本地震」による被災地へ 水循環型シャワーを提供します

被災地の衛生環境及び生活用水を確保するため、本県及び串本町が保有する水循環型シャワーを提供します。

なお、本県及び串本町の水循環型シャワーの被災地への提供は、導入後初となります。

◆概要

本県とWOTA株式会社との間で締結した「災害時の生活用水資機材の広域互助に関する協定」に基づく「災害時の生活用水資機材の広域互助プラットフォーム（以下、JWAD）」を通じた、熊本県からの要請により支援を行うもの。

◆提供資機材

水循環型シャワー10台（県保有8台、串本町保有2台）

◆提供期間

令和8年8月7日～（終了期間未定）

※本県から運送業者への委託により配送（8月7日16時頃熊本県に到着予定）

◆提供先

熊本県（宇城市、宇土市、八代市、氷川町のいずれか）

※JWADにより決定

【水循環型シャワー】

排水を再生して循環利用することで、
繰り返し入浴ができるシステム

【県及び串本町の導入時期】

和歌山県 8台（R7.12導入）

串本町 2台（R5.12、R6.12導入）



（連絡先）

危機管理部危機管理局防災企画課 岡山・長谷
電話：073-441-2271（内線 4027）